

要 請 事 項		回 答
【1】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障		
★（1）介護保険料・利用料など		
①	介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	介護保険料の多段階設定については、令和6年度からは介護保険料段階を16段階に設定しており、国が示す基準よりも応能負担が強くなるようにしています。 保険料の全額免除については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国が方針を示しているため、実施は予定していません。
②	収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合は、現時点では適切と捉えており、変更する予定はありません。
③	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えため、制度の範囲で実施します。
④	介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。	介護保険負担限度額は、全国統一で行われていますので、市が独自で制度を実施・拡充することは考えていません。
（2）介護保険サービス		
①	要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。	進行性疾患（がん、パーキンソン病、認知症等）のある人については、現行相当サービスを利用することができます。なお、総合事業でのケアマネジメント費報酬単価については、初回加算に加え、処遇改善加算、委託連携加算を新設し、報酬単価の適正化に努めています。
★②	どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。	中山間地域を対象にした制度になるため、本市では検討していません。
③	福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	介護保険制度は、全国統一で行われていますので、状況に応じた対応を進めていきます。 また、軽度者については、必要だと認められる場合は例外的に介護保険給付の対象としています。
★（3）訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備		
①	介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。	独自財源による財政支援を実施する予定はありませんが、本市では、令和7年及び8年度に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業所の支援を行っています。

要 請 事 項		回 答	
②	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	待機者の状況は愛知県や事業所の協力のもと把握を行っています。第10期介護保険事業計画において、今後のサービス利用見込みを踏まえた施設整備を行います。	長寿課
③	要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。	特例入所の周知については、入所希望のあった施設が制度説明を行い、その適用については当該施設の入所判定委員会において適否が判定されることとなります。	長寿課
★（４）介護人材確保			
①	介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	介護職員人材確保事業を市の重要施策に位置づけ、愛知県の補助金も活用しながら、介護の入門的研修や職場体験、研修費用の補助等を実施し、介護人材の確保に努めています。	長寿課
②	一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	運営指導等によって一人夜勤の状況を確認した場合は、夜勤職員配置加算も活用し、状況改善に努めるよう周知します。	長寿課
③	8時間以上の長時間労働を是正してください。	運営指導等により現状確認を行っています。長時間労働等の問題が確認された場合は、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導します。	長寿課
④	夜勤体制についての実態調査を実施してください。	運営指導等によって夜勤の状況を確認しているため、市独自の実態調査を行う予定はありません。	長寿課
★（５）高齢者福祉施策の充実			
①	中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	難聴になることによる社会参加の減少、生活の質の低下など、日常生活への影響が考えられます。そのため、補聴器相談員など民間企業と連携して「耳の聞こえに関する講演会」や聞こえに関する測定を実施するなど、早期発見に努めています。	長寿課
②	買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。	今年度から、75歳以上の高齢者に対しN-バス無料券を交付しています。また、運転免許証を自主返納した65歳から74歳の高齢者に対し、1人6,600円分のN-バス回数券を交付しています。今後も必要な施策について検討していきます。	長寿課
（６）認知症高齢者の福祉施策の充実			
①	「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	認知症施策推進計画について、第10期高齢者福祉・介護保険事業計画に位置づけます。	長寿課
②	認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	市の行方不明高齢者ネットワーク事業登録者は、無償で損害賠償責任保険に加入することができます。	長寿課

要 請 事 項		回 答	
③	認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	令和8年度から、認知機能検査を実施しています。	長寿課
(7) 第10期介護保険事業計画の作成			
①	第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。	調査内容及び結果、策定会議の議事録を市ホームページ等で公開するとともに、策定会議の傍聴を可能としています。また、計画策定にあたり、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取する予定です。	長寿課
②	作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。	サービス利用者数の推計は、年齢別の推計人口を用いて行っており、今後の利用見込みを踏まえ、必要なサービス提供体制の確保に努めます。	長寿課
★(8) 障害者控除の認定			
①	介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	市で把握している対象者全員に対し、申請書の提出を省略し、自動的に認定書を送付しています。	長寿課
2. 国保の改善			
★(1) 保険料(税)の引き下げ			
①	保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。	医療費の増加に伴い、県から示される標準保険税率を基本として、保険税の引上げを行っており、所得に応じた保険税の納付をお願いしています。失業や休廃業等により納付が難しい世帯には減免制度を案内しています。また、医療費の増加に歯止めをかけるための保健事業等を実施しています。	保険医療課
②	前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。	余剰金の基金への積み立ては原則想定していません。基金は残高も少ないため、積極的な取り崩しは行わず、保険税率の引き上げの状況などにより判断します。	保険医療課
★(2) 保険料(税)の減免制度			
①	低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、拡大する予定はありません。	保険医療課
②	18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。今後については国の動向に従います。	保険医療課
③	収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。	減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、前年所得要件及び減免割合を拡大する予定はありません。	保険医療課
★(3) 保険料(税)滞納者への対応			

要 請 事 項		回 答	
①	保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の１０割負担を強いる制裁措置を行わないでください。	法令等に基づき、世帯の状況に応じて判断していきます。なお、現在、特別療養費（保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の１０割負担を課す）の対象世帯はありません。	保険医療課
②	保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険税を払いきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。 なお、加入者の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づき、滞納処分の停止の判断をしています。	収納課
③	滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	差押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いしています。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。	収納課
★（４）保険料（税）の統一への対応			
①	都道府県単位の保険料（税）統一に反対してください。	愛知県の検討会議の方針に従います。	保険医療課
②	保険料（税）および保険料（税）減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料（税）統一を前提としないでください。	愛知県の検討会議の方針に従います。	保険医療課
（５）傷病手当金・出産手当金			
①	傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	傷病手当金・出産手当金制度の創設の予定はありません。	保険医療課
（６）一部負担金の減免制度			
①	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	要綱を定め、活用できるようになっています。	保険医療課
②	制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	制度の周知については、加入時に配布する「国保のしおり」などを活用して周知に努めています。	保険医療課
★（７）資格確認書の発行			
①	国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。	現在の運用を変更する予定はありませんが、今後の国や県の判断の状況を注視していきます。	保険医療課
３．生活保護・生活困窮者支援			
（１）生活保護制度			
★①	物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。	手当支給等の支援は考えていません。個々の相談内容に沿った支援を実施しています。	福祉課
★②	生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。	生活保護の申請書につきましては、お声がけいただいた方に速やかにお渡ししています。	福祉課

要 請 事 項		回 答	
★③	「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。	生活保護の申請手続き及び仕組みについて記載した資料を、市ホームページへ掲載し、制度を周知しています。	福祉課
④	住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	本人の状況を確認したうえで居宅又は施設による支援を行っています。なお、本市に生活保護施設はありません。	福祉課
⑤	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。	国基準に基づき実施しています。基準外となった世帯がエアコンを必要とする場合には、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付を案内しています。	福祉課
⑥	扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	本市では、生活保護制度に基づいて、扶養義務の履行が期待できる者に対して扶養照会を実施しており、照会を実施することにより本人の自立を阻害すると認める場合などは照会を控えるなど本人からの聞き取りの他、個別の状況を判断して実施しています。	福祉課
⑦	車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	生活保護制度における要件及び個々の事情に則り判断しています。	福祉課
★⑧	ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。	国基準に基づき配置しています。	福祉課
⑨	女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。	2名配置しているケースワーカーのうち、1名は女性です。	福祉課
⑩	ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	国の基準に則り配置しており、研修にも参加しています。	福祉課
⑪	就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。	有資格者である就労支援相談員を配置し、専門的に支援しています。	福祉課
⑫	生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。	最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付に係る個別ケースについては、事情を確認しながら適切に対応しています。	福祉課
(2) 生活困窮者支援			
①	自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開するため、本市は委託することとしています。また、支援策については、委託先と連携しながら、各問題に対し、関係各課等に繋ぐことができるよう取り組んでいます。	福祉課

要 請 事 項		回 答	
②	任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。	任意事業の事業実施については現行どおりとします。相談窓口については、市ホームページに掲載し周知しています。	福祉課
③	食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。	生活困窮者に対しては、自立相談支援窓口を案内し、相談内容に沿った支援を実施しています。	福祉課
④	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。	助成事業の創設については検討していません。低所得世帯がエアコンを必要とする場合には、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付を案内しています。	福祉課
4. 福祉医療制度			
★①	福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。	本市では、子ども医療及び精神障害者医療については県制度の基準から市単独で拡充を行っており、母子家庭等医療及び後期高齢者福祉医療と合わせ、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。 また、入院時食事療養の標準負担額は、今後も対象とする予定はありません。	保険医療課
②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。	本市では18歳年度末までの者の医療費の現物給付を実施しています。	保険医療課
★③	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方の医療費について、精神疾患に限定せず助成しています。また、同手帳を所持されていない方の自立支援医療（精神通院）対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。	保険医療課
④	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも医療費を支給しています。また、自立支援医療（精神通院）対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。当面は、現行制度を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。	保険医療課
★⑤	妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	当面は、現行の福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。	保険医療課
5. 子どもの権利保障			
(1) 子どもの権利を守る施策の推進			

要 請 事 項		回 答
①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした基本的な生活や学習習慣を身につけるための支援事業を、平成28年度から実施しており、令和3年度からは学習面を強化する取組も行っています。また、令和6年度から、子どもの居場所支援として、子ども食堂運営事業費補助金事業を開始しました。
②	こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。	令和6年4月に母子保健と児童福祉の一体化推進を主たる目的として、健康推進課母子保健係が保健センターから市役所本庁舎内の子ども家庭課母子保健係に移動し、「こども家庭センター」を設置しました。国のガイドラインで示された専任及び専門職員を配置しています。
(2) 就学援助制度の拡充		
①	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	意見として伺います。
②	クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	卒業アルバム代及びオンライン学習通信費につきましては、援助費目としています。
③	申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	申請は、学校又は市役所窓口どちらでも受付ができるようにしています。また、年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。
★(3) 義務教育無償化		
①	小中学校の給食費を無償にしてください。	【教育総務課】 経済的に困りのお家庭には、就学援助制度にて給食費を援助しています。 【給食センター】 近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。
②	教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。	経済的に困りのお家庭には、就学援助制度にて給食費を援助しています。
★(4) 就学前教育・保育施設等の給食について		

要 請 事 項		回 答	
①	就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	保育園の副食費について、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条の規定に基づき、年収360万円未満相当の世帯等は無償となっております。 また、施設等利用給付認定保護者についても年収360万円未満相当の世帯等に対し月額5,100円まで補助しています。	子ども未来課
②	就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。	一部の公営保育所については、平成20年に構造改革特別区域計画の認定を受けて、給食センターからの外部搬入を実施しております。 市内の民営保育所及び地域型保育施設については、自園での調理を実施しております。	子ども未来課
★（５）子どもの権利を保障する保育の質の向上			
①	保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。	公立保育所では国の改正基準に基づき職員の配置を行っております。 私立保育所についても、各園の意向等を踏まえつつ新たな基準配置の趣旨を説明し、情報提供を行い、実施の検討を促してまいります。	子ども未来課
②	公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。	建物の老朽化に伴い、R8年度末に公立保育園1園を廃止を予定しており、R6年度に認可保育施設を2園開園しました。 R7.4.1より2歳児クラスに在園する子どもであり、かつ出産予定月を含む3ヶ月よりも前に在園する子どもの育休退園を廃止しました。	子ども未来課
③	保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	保育施設等への指導監査については、従前より保育士により実地検査をしています。 認可外保育施設は、県の基準で運営しているため、直接的に指導はしていませんが、個別に施設から保育についての相談があれば必要に応じて支援を行います。	子ども未来課
④	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。	国が定める基準等に基づき適切に対応していきます。補助制度については国や県の動向等を踏まえ必要に応じて対応していきます。	子ども未来課
6. 障害者・児施策			
①	自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	手当創設当初と比較し、障害福祉サービス等により、障がい特性やニーズに応じた支援及び地域の体制づくりが進められてきたことを踏まえ、市独自の障害者手当の増額については考えていません。	福祉課

要 請 事 項	回 答
★② どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。	1) 令和7年度に、市内社会福祉法人による、障がいの重度化に対応する日中サービス支援型グループホームが開設されました。待機者については、相談支援においてできる限り把握に努めています。 2) グループホーム事業者に対し、愛知県及び市が「障害者共同生活援助事業費補助金」を交付し、運営支援を行っていますので、市独自の上乗せは行いません。また、家賃補助は、国の基準に基づき特定障害者特別給付費とし給付されており、市独自の上乗せは行いません。 3) 職員配置については、国等の基準のとおりとし、独自補助は考えていません。
★③ どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。	1) 居宅介護等の支給時間は、国の事務処理要領を踏まえ、必要と認められる時間を支給しています。 2) 自治体として居宅介護等の整備計画を策定する考えはありませんが、地域でのネットワーク強化を図り、人材の定着に努めていきます。 3) 移動支援事業については、令和6年4月に報酬単価を一部見直し、増額しました。
④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。	【子ども未来課】 1) 国が定める待機児童について、令和8年4月1日時点で本市は0人となります。また保育所等の空きを待っている方についても、面談等を通じて子どもの状況等の把握に努めるとともに、障がいに係る研修等を実施し保育士の障がい理解を推進しています。 【子ども家庭課】 2) ご意見として参考にさせていただきます。 3) 本市では受給者証の更新のタイミングなどで、セルフプランから相談支援への切り替えを推奨しています。また、近年、本市では相談支援事業所の件数が増え、セルフプラン率は低下傾向です。今後も「のぞまないセルフプラン」とならないよう進めていきます。
⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起らないような支援策を講じてください。	可能な限り計画相談支援の利用を勧奨し、相談支援専門員による福祉サービスの利用援助を行っています。また、障害者手帳を持っていながら福祉サービスの利用がない人に対しアンケートや訪問により早期社会的孤立の防止と早期の支援につなげるよう努めています。 さらに、障害者福祉施設等において虐待が確認された場合には、事業者に対して再発防止策を徹底させるとともに、市としても事案の検証を行い、必要な支援策を講じます。

福祉課

福祉課

1) 子ども未来課
2) 3) 子ども家庭課

福祉課

要 請 事 項		回 答	
⑥	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険サービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。	福祉課
7. 予防接種			
★①	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチン定期接種の一部負担の無料化や引き下げは考えていません。	健康推進課
★②	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。	【健康推進課】 带状疱疹ワクチンについては、令和6年7月から助成しています。そのほかは、国（厚生労働省）の規定に基づいた定期接種を実施しており、今後も現行どおり実施します。 【子ども家庭課】 国（厚生労働省）の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。	健康推進課 子ども家庭課
8. 健診・検診			
★①	産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	令和5年4月から産婦健診費用の一部助成事業を2回に拡充しています。	子ども家庭課
★②	5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。	5歳児健診事業の実施について、検討していきます。	子ども家庭課
③	妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満の期間に1回無料で実施しています。	子ども家庭課
④	保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科保健事業において歯科衛生士の役割は重要だと考えますので、常勤職員としての配置について検討します。	健康推進課
9. 地域の保健・医療			
①	公立病院の経営形態を維持してください。	地域医療を支える公立病院としての役割を果たせるよう、共同経営する瀬戸市、尾張旭市と健全な経営に努めます。	健康推進課
②	自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。	本市で実施する予定はありません。	健康推進課
【2】 国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。			
1国に対する意見書・要望書			
①	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。	公費負担のあり方について県を通して意見を出していきます。	保険医療課
②	マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	要望書を提出する考えはありません。	保険医療課

要 請 事 項		回 答	
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。	長寿課
④	介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。	長寿課
⑤	介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。	長寿課
⑥	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。	長寿課
⑦	18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	市から国へ意見書の提出は予定していませんが、本市では、18歳年度末までの入・通院の医療費支給を行っています。	保険医療課
⑧	中学校の給食費を無償にしてください。	【教育総務課】 今のところ提出の予定はありません。 【給食センター】 意見を提出する予定はありません。	教育総務課、 給食センター
⑨	障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。	地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉関係者とともに、質の高いサービスの提供体制を確保・維持できるよう努めています。 なお、本市には入所施設はありませんが、令和7年度に日中サービス支援型グループホームが新たに開設しました。近年は近隣市も含めて住まいの場は拡充しています。 また、本市では地域生活支援拠点を整備し、緊急時の対応についても機能強化を図っていけるよう、事業者とともに協議を進めています。	福祉課
2. 愛知県に対する意見書・要望書			
①	国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。	愛知県に要望を提出する予定はありません。	保険医療課
②	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。	長寿課
③	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	本市では18歳年度末までの者の医療費の現物給付を実施しています。	保険医療課
④	学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	【教育総務課】 今のところ提出の予定はありません。 【給食センター】 意見を提出する予定はありません。	教育総務課、 給食センター
⑤	地域に必要な病床を確保してください。	病床数については県の保健医療計画により整備されています。	健康推進課

要 請 事 項		回 答
⑥	地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。	【健康推進課】 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。 【長寿課】 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。

健康推進課、
長寿課